

# 3 これって虐待

## 1 主 題 子どもの人権

## 2 主題・教材について

「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」は、1989年の第44回国連総会において採択され1990年に発効した。この条約では、生存、発達、保護、参加という包括的な子どもの権利を実現するために必要となる具体的な事項を規定している。また、子どもが保護の対象であるとともに、権利の主体者であることが明示されている。この「児童の権利に関する条約」が発効してから30年近くが経過したが、いじめ、虐待等、子どもが被害者となる事案が全国で惹起している。

近年、家族形態の変化や家庭の教育力の低下など、子どもを取り巻く環境が大きく変化している。そのような中、子育てについて悩みを抱える大人が「しつけ」と称して児童を虐待する事件も発生している。「しつけ」は、本来子どもの豊かな育ちを目指すものであるが、虐待は、子どもの心身の成長、人格の形成に悪影響を与えるばかりか、時に子どもの尊い生命さえ奪ってしまうこともあり、「しつけ」とは根本的に異なる。現に、虐待により、心に大きな衝撃を受け、自己の存在価値を見失っている子どもも少なくなく、早急な対応が求められている。

こうした状況に対し、2000（平成12）年に「児童虐待の防止等に関する法律」が成立した。この法律は、虐待の禁止のみならず、虐待を発見した場合の通告義務を規定している。児童虐待に関する相談件数の増加は、この通告義務が浸透したことによるものとして捉えることもできるが、看過できない状況であることには変わりない。

この教材では、虐待は、身体的な痛みや過剰な罰を加えたり、情緒的な攻撃を加えたり、あるいは、適切な養育を放棄したりするなど、子どもの基本的な権利を奪うもの、子どもの心身の成長や人格の形成に重大な悪影響を与えるものとして理解させたい。その上で、児童虐待を防ぐための取組について知ることを通して、子どもの健全な成長に向けて何が必要かを考え、将来にわたり、子どもの人権を守ろうとする意欲や態度を培いたい。

- ## 3 ねらい
- ・児童虐待についての知識を深め、虐待防止に向けて行動する意欲及び行動力を養う。
  - ・子どもの人権が守られる社会づくりに向けて行動しようとする意欲を身に付ける。

## 4 展開例

過程	主な学習活動	指導上の留意点	備考
導 入	虐待について知っていることを発表しよう。		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待について知っていることを発表し、虐待に対する意見を交換する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待を受けたことがある、または現在虐待を受けている生徒がいることも考えられるので、無理に発表させることのないよう留意する。</li> </ul>	
展 開	虐待について知ろう。		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グループに分かれる。</li> <li>・8つの絵を見て子どもに対する虐待かどうか考え、意見交換する。</li> <li>・虐待の4類型を知る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見を出しやすい雰囲気を作るためにグループで行う。</li> <li>・全ての事例について話し合う。</li> <li>・「ネグレクト」「性的虐待」「身体的虐待」「心理的虐待」の4類型について説明する。</li> </ul>	ワークシート 資料
	虐待を防ぐための取組を知ろう。		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オレンジリボン運動について知る。</li> <li>・児童虐待を防ぐための法律の存在や通告義務について知る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オレンジリボン運動の説明をする。</li> <li>・「児童虐待の防止等に関する法律第6条」を紹介する。</li> </ul>	資料

展 開	「児童の権利に関する条約」の理念に学ぼう。		資料
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待を防ぐために必要だと思うことを考えてワークシートに書く。</li> <li>・「子どもにとっての最善の利益の保障」という視点に立ち、先に考えたことについてグループで話し合う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「児童の権利に関する条約第3条」を紹介する。</li> </ul>	
ま と め	学習をふり返ろう。		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習したことをふり返り、意見交換を行い、学びの共有を図る。</li> </ul>		

※ 虐待を受けたり、虐待に気づいたりしている生徒、また、将来、虐待をしてしまわないかと不安をもつ生徒もいることが予想される。生徒の実態等については、事前に把握しておくことが求められる。場合によっては、個別に生徒から話を聴くことが必要となる場合もある。

### 《参考》

#### ◆8つの事例の状況について



・家の中では、子どもが座って泣いています。その子を残して、母親は外出しようとしています。子どもがいる部屋の扉は閉まっていますが、これは母親が子どもが勝手に外に出ないように外から鍵をかけたものです。この扉は中から開けることはできません。



・夜、バルコニーから室内に入ることができず、泣いている子どもがいます。保護者の言うことを聞かなかったことで叱られて外に出されました。保護者は子どもの見えるところで新聞を読んだり、テレビを見たりしてくつろいでいます。



・ボール遊びをしていた子どもが、飛んでいったボールを追いかけて道路に飛び出しました。走っていた車は急停車しました。この様子を見ていた保護者は、子どもの頬を叩き、大声で叱りました。



・ウサギの絵を描いている子どもに保護者が次のように言いました。「なぜ、オレンジ色なの。違うでしょ。ウサギは白いのよ。白色に塗りなさい。」子どもは、仕方なく従おうとしています。



・この父親は子どもの体をよく触ります。子どもは心の中ではやめてほしいと思っていますが、怒られるのがいやで、何も言えずに黙っています。このような行為は、この子が幼い頃から続いています。



・夏、暑い日差しが照りつける中、保護者と思われる人が車を停めて、店に入っています。車の中では、幼い子どもが1人で後部座席にいます。車の窓は全て閉まっており、中にある子どもは、汗をかいてぐったりしています。

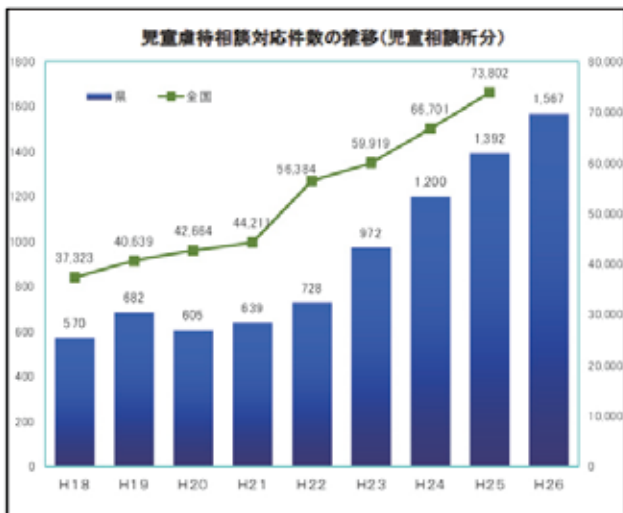


・ソファに座っている保護者と子どもの後ろで、もう1人の子どもが寂しそうに立っています。この保護者は下の子どもばかりを可愛がり、上の子どもには声一つ掛けようとしません。



・母親が父親から暴力を振るわれてしゃがみ込んで泣いています。この様子を、別の部屋から子どもが涙を流しながら覗いています。この子どもは、幼い頃からこのような様子を度々見えています。

◆児童虐待相談対応件数の推移



出典：奈良県健康福祉部子ども家庭課

◆「オレンジリボン運動」について

オレンジリボン運動



オレンジリボン運動は、子どもの虐待防止のシンボルマークとしてオレンジリボンを広めることで、子ども虐待をなくすことを呼びかける市民運動です。

2004年、栃木県で3歳と4歳になる二人の兄弟が何度も何度も父親の友人から暴行を受け、橋の上から川に投げ込まれて幼い命を奪われるという痛ましい事件が起こりました。

翌年に、二度とこのような事件が起こらないようにという願いを込めて、子ども虐待防止を目指してオレンジリボン運動が始まりました。

オレンジの色は、「子どもたちの明るい未来」を表しています。

オレンジリボン憲章

1. 私たちは、子どものいのちと心を守ります。
2. 私たちは、家族の子育てを支援します。
3. 私たちは、里親と施設の子育てを支援します。
4. 私たちは、地域の連帯を拡げます。

子ども虐待防止オレンジリボン運動 <http://www.orangeribbon.jp/>

《資料》

◆虐待の種類

ネグレクト	性的虐待	身体的虐待	心理的虐待
食事を与えない。車の中に放置する。身体や衣服を不潔なままにする。など	わいせつな行為の強要。わいせつな画像の被写体にする。など	殴る。蹴る。熱湯やたばこで火傷させる。など	怒鳴る。言葉で脅かす。無視する。他のきょうだいを差別する。DVを見聞かせる。など

出典：奈良県健康福祉部子ども家庭課

◆児童虐待の防止等に関する法律

第6条（児童虐待に係る通告）

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

◆児童の権利に関する条約

第3条

児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。


条	見出し	条	見出し
1	子どもの定義	21	養子縁組
2	差別の禁止	22	難民の子ども
3	子どもにもっともよいことを	23	障害のある子ども
4	国の義務	24	健康・医療への権利
5	親の指導を尊重	25	病院などの施設に入っている
6	生きる権利・育つ権利	26	社会保障を受ける権利
7	名前・国籍をもつ権利	27	生活水準の確保
8	名前・国籍・家族関係を守る	28	教育を受ける権利
9	親と引き離されない権利	29	教育の目的
10	他の国にいる親と会える権利	30	少数民族・先住民の子ども
11	よその国に連れさられない権利	31	休み、遊ぶ権利
12	意見を表す権利	32	経済的搾取・有害な労働からの保護
13	表現の自由	33	麻薬・覚せい剤などからの保護
14	思想・良心・宗教の自由	34	性的搾取からの保護
15	結社・集会の自由	35	ゆうかい・売買からの保護
16	プライバシー・名誉は守られる	36	あらゆる搾取からの保護
17	適切な情報の入手	37	ごうもん・死刑の禁止
18	子どもの養育はまず親に責任	38	戦争からの保護
19	虐待・放任からの保護	39	犠牲になった子どもを守る
20	家庭を奪われた子どもの保護	40	子どもに関する司法
41	条約と国内法及び他の国際法との関係		
42	条約の広報義務		
43～45	委員会の設置等		
46～54	署名、批准、加入、効力発生、改正、留保等についての規定		

子どもの権利条約：子どもと先生の広場：日本ユニセフ協会  
<http://www.unicef.or.jp/kenri/>


# これって虐待

1 それぞれの事例は、虐待にあたるか、あたらないかを考えて○を付けましょう。  
また、そのように考えた理由を書きましょう。


虐待に [あたる・あたらない]  
(理由)




虐待に [あたる・あたらない]  
(理由)




虐待に [あたる・あたらない]  
(理由)




虐待に [あたる・あたらない]  
(理由)




虐待に [あたる・あたらない]  
(理由)




虐待に [あたる・あたらない]  
(理由)



虐待に [あたる・あたらない]  
(理由)



虐待に [あたる・あたらない]  
(理由)



2 虐待をなくすために必要だと思うことを考えて書きましょう。

名前 \_\_\_\_\_